

施術所・出張専門業 開設等の手引き

藤沢市保健所地域保健課

〒251-0022

藤沢市鵜沼2131番地の1

電話 0466(50)3592

FAX 0466(28)2020

改定履歴

2022年(令和4年)1月改訂

2025年(令和7年)4月改訂

施術所・出張専門業開設等の手引き

この手引きでは「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」(以下「あはき法」という。)の規定に基づくあん摩マッサージ指圧業、はり業、きゅう業及び「柔道整復師法」(以下「柔整法」という。)の規定に基づく柔道整復業を行う施術所の開設等について説明します。

目次

1	開設時の注意	
(1)	開設にあたって	1
(2)	施術所の名称	1
(3)	構造設備基準	2
(4)	広告可能な事項	3
2	施術所の開設等に係る手続き方法	
(1)	開設	4
(2)	変更	6
(3)	休止・廃止・再開	7
3	出張専門業務の開始等に係る手続き方法	
(1)	開始	8
(2)	休止・廃止・再開	9
Q&A		
(Q-1)	事前予約について	10
(Q-2)	受付時間について	10
(Q-3)	訂正の方法について	10
(Q-4)	原本照合の方法について	10
(Q-5)	印鑑の持参について	10
(Q-6)	マイナンバーカードの利用方法	10
各届出書様式集		資料1
各届出書記入例		資料2

1 開設時の注意

(1) 開設にあたって

藤沢市内に施術所を開設した者は開設、開設後の従事者等の変更、廃止、休止・再開の際には、それぞれ事後10日以内に藤沢市保健所に届け出る必要があります。

- ▽ 届出手続きの際は、来所される日時の事前予約をお願いします。
- ▽ 届出にあたっては、構造設備基準や衛生上の措置、広告及び名称に関する制限に留意してください。
- ▽ 構造設備や広告、開設日、手続きに必要な書類の確認等についてあらかじめご相談ください(要予約)。
- ▽ 届出にかかる手数料は無料です。
- ▽ 控えが必要な場合には、提出書類を必要部数ご持参ください。

(2) 施術所の名称

施術所の名称は、あはき法又は柔整法の広告の規制を受けます。
次のことについて利用者が認知できる名称であることが必要です。

- ・ 国家資格保有者による、あはき・柔整の業態であること
- ・ 法令に基づき都道府県に届けられ適法であること
- ・ 医療機関と紛らわしい名称を用いていないこと

【施術所の名称として広告可能な名称の例】

提供する施術業態を特定せずに「施術所(院)」と表記すること	〇〇施術所(院)等
提供する施術業態(マッサージ、はり、きゅう等)に「治療院(所)」「療院(所)」をつけること	〇〇鍼灸治療院、〇〇鍼灸療院、〇〇鍼灸治療所 等
マッサージ、はり等の業務の種類のみを表記すること	〇〇マッサージ、はり・きゅう〇〇 等
施術所が併設されている場合等に併記すること	〇〇接骨院・鍼灸院、〇〇接骨院・〇〇鍼灸院 等

【施術所の名称として広告不可な名称の例】

「病院又は診療所等」と誤解する恐れがあるものを含んでいる名称	〇〇診療所、〇〇治療所、〇〇治療室、〇〇療院、〇〇はり科療院、〇〇(施術業態を含まない)治療院、メディカル、クリニック、リハビリ、ドック 等 ※ 診療科名や診療行為等と紛らわしい表現を含む名称も不可
あはき、柔整以外の業態と紛らわしい名称	カイロプラクティック、整体、リラクゼーション、リフレクソロジー、アスレチック、コンディショニング、リラックス、サポート 等
提供する施術業態が混ざっている名称 (あはき法に基づく施術所は、柔整法に抵触しないこと。柔整法に基づく施術所は、あはき法に抵触しないこと。)	〇〇鍼灸接骨院、〇〇マッサージ接骨院 等 ※ 施術所が併設されている場合の併記は可 〇〇接骨院・鍼灸院、〇〇接骨院・〇〇鍼灸院 等
対象者を限定するもの	〇〇女性専門療院、〇〇レディース、子ども、スポーツ、アスリート、美容、交通事故専門、むちうち専門 等
施術内容・技能・方法を含んでいる名称	東洋医学、温鍼、中国鍼灸、美容鍼灸、不妊鍼灸、更年期障害、背骨専門、漢方、気功、無痛治療、電気療法 等
効能を含んでいる名称、 優良な施術所と思わせる名称	姿勢改善、小顔矯正、骨盤矯正、(施術が優良であることを示す意味で)巧み 等
広告不可とされている名称と広告可能とされている名称を併記している名称	メディカル〇〇鍼灸院、サロン〇〇接骨院 等
その他 施術所と分かりにくい名称	〇〇堂、〇〇館、〇〇道場、〇〇センター、〇〇ステーション、サロン、ほぐし処、研究所 等

(3) 施術所の構造設備基準

施術所の構造設備については次の事項に適合するようにしてください。**太字**については法律上の規定があります。

(根拠: あはき法第9条の5及び同法施行規則第25条、柔整法第20条及び同法施行規則第18条)

構造設備	ア 施術室 6. 6㎡以上の面積を有する専用の室
	イ 待合室 3. 3㎡以上の面積を有すること
	ウ 施術室面積の1/7以上に相当する部分を外気に開放できる窓または、換気装置があること(ドアは含まない)
	エ 施術者の手指等及び施術に用いる器具の消毒設備
衛生上必要な措置	①常に清潔に保たれていること
	②採光、照明及び換気を充分にすること
施術所の独立性	施術所は、住居、店舗等と構造上及び機能上独立していること
施術所と待合室の区画	施術室と待合室の区画は、固定壁で上下左右が仕切られ、固定された扉を設けること ※防災上満たすことができない場合は固定式パーテーション等で区画すること
プライバシーの保護	ベッドを2台以上設置する場合や待合室から施術室が見渡せる場合には、各々カーテン等で仕切り、利用者のプライバシーに配慮すること

※ あはき法と柔整法に基づく施術所の両方を開設する場合、待合室は兼用して差し支えないが、待合室からそれぞれの施術室に通ずる構造であること。

※ 施術室内で「カイロプロクティック」「整体」等の法的資格制度のない行為はできません。

(4) 広告可能な事項

次の事項以外は、広告することはできません。
(根拠: あはき法第7条第1項、柔整法第24条第1項)

あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師施術所の広告可能事項
① 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所 ② 業務の種類(あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業またはきゅう業) ③ 施術所の名称、電話番号、所在の場所を表示する事項 ④ 施術日又は施術時間 ⑤ その他厚生労働大臣が指定する事項 ・ もみりようじ、やいと、えつ、小児鍼(はり) ・ あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律第9条の2第1項前段の規定による届出をした旨 ・ 医療保険療養費支給申請ができる旨(申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。) ・ 予約に基づく施術の実施 ・ 休日又は夜間における施術の実施 ・ 出張による施術の実施 ・ 駐車設備に関する事項

柔道整復師施術所の広告可能事項
① 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所 ② 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項 ③ 施術日又は施術時間 ④ その他厚生労働大臣が指定する事項 ・ ほねつぎ(又は接骨) ・ 柔道整復師法第19条第1項前段の規定による届出をした旨 ・ 医療保険療養費支給申請ができる旨(脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。) ・ 予約に基づく施術の実施 ・ 休日又は夜間における施術の実施 ・ 出張による施術の実施 ・ 駐車設備に関する事項

※ 禁止される広告等については、あはき・柔整広告ガイドラインを参照してください。

2 施術所の開設等に係る手続き方法

(1) 開設

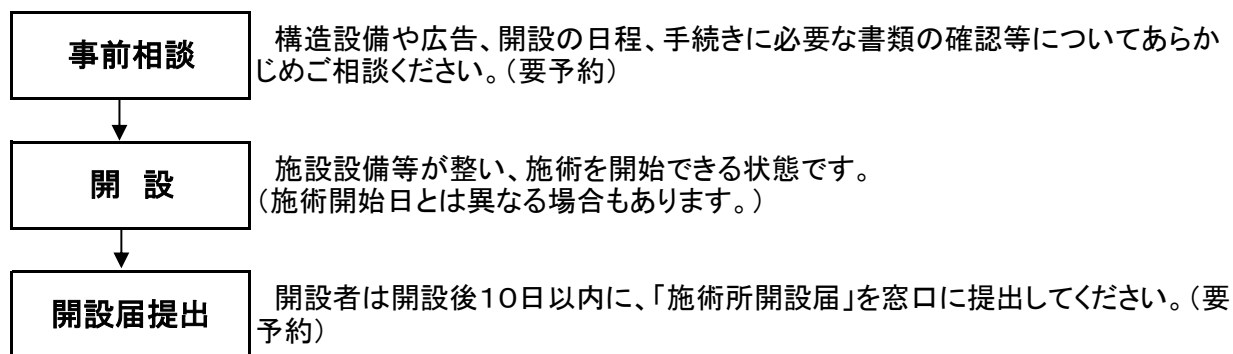
施術所を開設した者は、開設後10日以内に「施術所開設届」を提出する必要があります。
(根拠: あはき法第9条の2、柔整法第19条)

※新規開設以外の場合でも次に該当する場合は、開設届の提出が必要となります。
(同時に廃止届も必要)

- ① 施術所を移転した場合
- ② 施術所の開設者を変更した場合

手続きの流れ

* 控えが必要な場合には、提出書類を必要部数ご持参ください。



◎ 施術所開設届

「あはき法」「柔整法」で様式が異なるのでご注意ください。

あはき法・・・施術所開設届(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等)

柔整法・・・施術所開設届(柔道整復師)

施術所開設届記載内容		書き方注意事項
開設者住所、氏名、電話		個人開設 開設者氏名、自宅住所、電話番号
		法人開設 主たる事業所の所在地、法人名称及び代表者の職・氏名、法人電話番号
施術所	施術所の名称	1「開設時の注意」(2)「施術所の名称」を参照
	開設の場所	施術所の所在地
	開設年月日	施術を開始できる状態が整った日
	電話	施術所の電話番号
	業務の種類 (柔整には項目なし)	あん摩・マッサージ・指圧、はり、きゅうで該当するもの
業務に従事する施術者		業務の種類ごとに記載(記入欄不足の場合は別紙を使用)
施術所歴		主な施術者について記載
構造設備の概要	面積	床面積がわかるよう、寸法をメートル単位で記載
	設備等	施術に使用する物品等を記載
	外気開放部分	窓の面積がわかるよう、寸法をメートル単位で記載 窓がない場合は、照明や換気の方法について記載
	消毒設備	器具消毒に使用する機器や薬剤等について 手指の手洗い、消毒方法について
施術所の平面図		次頁に記載

施術所開設届記載内容	書き方注意事項
施術所の平面図	各室の間取り、外気開放部分(窓等)の位置の寸法、面積をメートル単位で記載。また、下記のものについて配置を記載。 平面図は別紙での添付でも可。 ・各室の名称・用途 ・ベッド、機器類の位置 ・手洗い、消毒設備の位置

【添付資料等】

添付資料	注意事項
① 開設者の本人確認ができるもの	●個人開設の場合(原本持参、写し添付) マイナンバーカード、運転免許証等氏名・住所が確認できるもの ●法人開設の場合(原本持参、写し添付) 登記簿謄本、定款、履歴事項全部証明書等
② 従事者の本人確認ができるもの	マイナンバーカード、運転免許証等氏名・住所が確認できるもの ※原本持参、写し添付 または、開設者が原本照合した写し添付 原本照合のやり方は 10ページの Q&A を参照
③ 該当資格の免許証	業務で利用する資格免許証 ※原本持参、写し添付
④ 施術所周辺図	直近の駅やバス停とそこからの距離や位置がわかるもの
⑤ 開設場所にかかる契約書等	● テナント等を使用する場合 使用目的が施術所となっている賃貸借契約書 ※原本持参、写し添付 ● 本人名義の土地・建物の場合 土地及び建物の登記簿謄本 ※原本持参、写し添付 ● 本人以外の名義の土地・建物の場合 施術所として使用する旨を記載した覚書や契約書 ※原本持参、写し添付 ● 土地・建物どちらか一方が本人名義の場合 土地または建物の登記簿謄本 本人以外の名義の土地または建物について、施術所として使用する旨を記載した覚書や契約書 ※原本持参、写し添付

(2) 変更

開設届出事項に変更が生じたときは、開設者は変更後10日以内に「施術所開設届出事項変更届」を提出する必要があります。

(根拠:あはき法第9条の2、柔整法第19条)

※変更届の提出が必要となる例は次のとおり。

- ①開設者の氏名・住所
- ②施術所の名称
- ③業務の種類
- ④従事する施術者
- ⑤施術所の構造設備
- ⑥その他(お問い合わせ下さい。0466-50-3592(直通))

手続きの流れ

* 控えが必要な場合には、提出書類を必要部数ご持参ください。

変 更

開設届により届け出ている内容に変更が発生した日

変更届提出

開設者は変更後10日以内に、「施術所開設届出事項変更届」を窓口へ提出してください。(要予約)

◎ 施術所開設届出事項変更届

「あはき法」「柔整法」で様式が異なるのでご注意ください。

あはき法・・・施術所開設届出事項変更届(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等)

柔整法・・・施術所開設届出事項変更届(柔道整復師)

変更事項	対象例等		添付書類
開設者の氏名及び住所	個人開設	婚姻、引越し等により開設者の氏名、自宅住所を変更した場合	マイナンバーカード、運転免許証等(現在の氏名・住所が確認できるもの) ※原本持参、写し添付
	法人開設	法人の名称及び主たる事務所の所在地を変更した場合	定款、履歴事項全部証明書等(現在の法人名称・所在地が確認できるもの) ※原本持参、写し添付
施術所の名称	施術所の名称を変更した場合 1「開設時の注意」(2)「施術所の名称」を参照		なし
従事する施術者	新規採用等により従事する施術者が追加になった場合		・該当資格の免許証 ・本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証等) ※原本持参、写し添付
	退職等により従事する施術者が減る場合		なし
構造設備	各室の間取り等を変更した場合		変更後・変更前それぞれに各室の間取り、外気開放部分(窓等)の位置の寸法、面積をメートル単位で記載。また、ベッド手洗い、消毒設備等の配置を記載。 なお、平面図は別紙添付可。
業務の種類	あはきすべての業務を行っていたが、はりのみ業務を廃止する場合等		なし

(3) 休止・廃止・再開

開設者は施術所を休止、廃止または休止した施術所を再開したときは、事後10日以内に「施術所休止(廃止・再開)届」を提出する必要があります。

(根拠: あはき法第9条の2第2項、柔整法第19条第2項)

※次に該当する場合には廃止届の提出が必要となります。(同時に開設届も必要)

- ① 施術所を移転した場合
- ② 施術所の開設者を変更した場合

手続きの流れ

* 控えが必要な場合には、提出書類を必要部数ご持参ください。

休止・廃止・再開

施術所を休止、廃止または休止した施術所を再開した日

休止(廃止・再開)届提出

開設者は休止、廃止または休止した施術所の再開後10日以内に、施術所休止(廃止・再開)届を窓口に出してください。(要予約)

◎ 施術所休止(廃止・再開)届

「あはき法」「柔整法」で様式が異なるのでご注意ください。

あはき法……施術所休止(廃止・再開)届(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等)

柔整法……施術所休止(廃止・再開)届(柔道整復師)

施術所休止(廃止・再開)届記載内容		書き方注意事項
開設者住所、氏名、電話	個人開設	開設者氏名、自宅住所、電話番号
	法人開設	主たる事業所の所在地、法人名称及び代表者の職・氏名、法人電話番号
施術所	名称	施術所名称
	開設の場所	開設届と同様の内容
届出区分		休止、廃止、再開該当するもの
休止(廃止・再開)年月日		施術所を休止、廃止または休止した施術所を再開した日
業務の種類(柔整には項目なし)		あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう該当するもの
理由		業務を休止、廃止、再開する理由を記載
予定期間(休止の場合)		休止の場合には予定期間を記載

【その他注意事項】

届出提出時に開設者本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)を確認しますので、ご持参下さい。

3 出張専門業務の開始等に係る手続き方法

(1) 開始

出張専門業務を開始した者は、開始後10日以内に「施術者出張専門業務開始届」を提出する必要があります。(根拠: あはき法第9条の3)

※新規開始以外の場合でも次に該当する場合は、開始届の提出が必要となります。
(同時に廃止届も必要)

・施術者の住所を変更した場合

手続きの流れ

* 控えが必要な場合には、提出書類を必要部数ご持参ください。

事前相談

手続きに必要な書類の確認等についてあらかじめご相談ください。(要予約)

開始届提出

業務を開始した者は開始後10日以内に、「出張専門業務開始届」を窓口に提出してください。(要予約)

◎施術者出張専門業務開始届

※市外在住の方が、藤沢市内に滞在し、業務を行う場合には手続きが異なりますのでご注意ください。

◆藤沢市内に在住で、業務を行なう場合

施術者出張専門業務開始届記載内容	書き方注意事項
施術者住所、氏名、電話	施術者氏名、自宅住所、電話番号
開始年月日	業務を開始した日
業務の種類	あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう該当するもの
業務に使用する免許	免許発行所管、登録番号、登録年月日を記入 ※発行所管については氏名横記載の本籍地の都道府県ではありません。

【添付書類等】

該当資格の免許証及び本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
※原本持参、写し添付

※市外に在住で、藤沢市内に滞在して業務を行なう場合

◎市内滞在業務開始届(事前提出)

手続の時期等詳細についてお問い合わせください。(0466-50-3592(直通))

市内滞在業務開始届記入内容	書き方注意事項
施術者住所、氏名、電話	施術者氏名、自宅住所、電話番号
業務を行う期間	藤沢市内に滞在し、業務を行う期間
業務を行う場所	藤沢市内で業務を行う場所
業務の種類	あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう該当するもの
業務に使用する免許	免許発行所管、登録番号、登録年月日を記入 ※発行所管については氏名横記載の本籍地の都道府県ではありません。

【添付書類等】

該当資格の免許証及び本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
※原本持参、写し添付

(2) 休止・廃止・再開

出張専門業務を開始した者は業務を休止、廃止または休止した業務を再開したときは、事後10日以内に「施術者出張専門業務休止(廃止・再開)届」を提出する必要があります。

(根拠:あはき法第9条の3)

※次に該当する場合は、廃止届の提出が必要となります。

・施術者の住所を変更した場合(廃止届提出後も業務を行う場合、新住所での開始届の提出が必要)

手続きの流れ

* 控えが必要な場合には、提出書類を必要部数ご持参ください。

休止・廃止・再開

業務を休止、廃止または休止した業務を再開した日



休止(廃止・再開)届提出

業務を休止、廃止または休止した業務を再開した者は、事後10日以内に「施術者出張専門業務休止(廃止・再開)届」を窓口に出提出してください。(要予約)

施術者出張専門業務休止(廃止・再開)届記載内容	書き方注意事項
施術者住所、氏名、電話	施術者氏名、自宅住所、電話番号
届出区分	休止、廃止、再開該当するもの
休止(廃止、再開)年月日	業務を休止、廃止または休止した業務を再開した日
業務の種類	業務開始届と同じ内容
事由	業務を休止、廃止、再開する理由を記載
予定期間(休止の場合)	休止の場合には予定期間を記載

【その他注意事項】

届出提出時に開設者本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)の確認を行います。

(原本持参、写し添付)

Q&A

Q-1 事前相談、届出提出の際に予約は必要ですか？

A-1 担当者不在の場合には対応出来ない可能性もありますので、事前にご予約の上、来所してください。

Q-2 事前相談、届出提出の受付時間はいつですか？

A-2 土日祝日を除き、8:30～17:00まで受付しています。(12:00～13:00お昼休みのため、担当者不在の場合有り)また、担当者不在の場合には対応出来ない可能性もありますので、事前にご予約の上、来所してください。

Q-3 記入ミスをしてしまった、どのように訂正すればいいですか？

A-3 間違えた箇所に二重線を引き、正しい内容を記入してください。

Q-4 開設者の原本照合はどのようにするのですか？

開設者が原本を確認し、写しの余白や裏面に次の内容を記載してください。

- ①原本確認日
- ②原本と相違ない旨の記載
- ③開設者名(法人の場合、法人名称及び代表者の職・氏名)

(例)

A-4

本人確認書類 〇〇年〇〇月〇〇日 原本と相違ありません。 個人開設: 開設者名 法人開設: 会社名 代表者の職・氏名

Q-5 届出提出時、印鑑は持参した方がいいですか？

A-5 印鑑は持参する必要はありません。

Q-6 マイナンバーカードの利用方法に関して

A-6 マイナンバーカード裏面の個人番号は、法令で定められた税・社会保障・災害対策等の手続きのため以外に収集することはできません。
マイナンバーカードを本人確認書類とする場合は、表面のみの提出としてください。
(個人番号が記載されたものを提出する場合は、個人番号は塗りつぶして受領します。)

★ その他ご質問・ご不明点等があれば地域保健課までお問い合わせ下さい。
(0466-50-3592(直通))

資料1

・各届出書様式集

(1) あはき法に基づく届出書

- ・施術所開設届 第1号様式(第2条関係)
別紙
- ・施術所届出事項変更届 第2号様式(第3条関係)
別紙
- ・施術所休止(廃止・再開)届 第3号様式(第4条関係)
- ・施術者出張専門業務開始届 第4号様式(第5条関係)
- ・施術者出張専門業務休止(廃止・再開)届 第5号様式(第6条関係)
- ・市内滞在業務開始届 第6号様式(第7条関係)

(2) 柔整法に基づく届出書

- ・施術所開設届 第1号様式(第2条関係)
別紙
- ・施術所届出事項変更届 第2号様式(第3条関係)
別紙
- ・施術所休止(廃止・再開)届 第3号様式(第4条関係)

資料2

・各届出書記入例

・施術所開設届

(あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の施術所を個人で開設した場合)

・施術所届出事項変更届

(退職・採用を行い、従事者が変更した場合)

・施術所休止(廃止・再開)届

(施術所を廃止した場合)

・施術者出張専門業務開始届

(出張専門業を開始した場合)

・施術者出張専門業務休止(廃止・再開)届

(出張専門業を廃止した場合)